

# 森ノ宮医療大学大学院 学則

## 第1章 総則

(設置)

第1条 森ノ宮医療大学（以下、「本学」とする。）に大学院を置く。

(研究科及び課程)

第2条 本学大学院に保健医療学研究科（以下、「本研究科」とする。）を置く。

2 本研究科には修士課程を置く。

(専攻)

第3条 本研究科に次の専攻を置く。

保健医療学専攻

(修業年限)

第4条 本研究科の標準修業年限は、次のとおりとする。

本研究科修士課程の標準修業年限は2年とする。

(在学期間)

第5条 本研究科の在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、学長が教育上特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。

(学生定員)

第6条 本研究科・専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
保健医療学研究科	保健医療学専攻	6名	12名

(人材の養成に関する目的およびその他の教育研究上の目的)

第7条 本研究科は、健康増進または健康回復の領域において、Evidence-Based Medicine の概念を基本として西洋現代医学と東洋伝統医学の双方の観点から統合的発想ができ、その発想に基づく臨床応用能力を持つとともに基本的教育研究能力を身につけた高度な医療専門職業人を養成することを目的とする。また、東洋伝統医療と西洋現代医療の相互理解と協働を可能にする新しい保健医療概念および臨床応用モデルを創出することにより、保健医療の領域拡大と学問的発展を目指す。

(学年及び学期)

第8条 学年を以下の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 学園創立記念日3月1日
- (4) 春期休業日
- (5) 夏期休業日
- (6) 冬期休業日

2 学長は前項の規定に関わらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

## 第2章 入学、退学、休学、転学及び除籍

(入学)

第10条 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないときは、この限りでない。

(入学資格)

第11条 本研究科修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程を修了し高度専門士の称号を持つ者
- (5) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(入学の出願)

第12条 本大学院に入学を志願する者は、指定の期日までに、本大学院所定の書類に入学検定料を添え、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

2 選考による合格者の決定は、大学院研究科委員会の議を経て学長が行う。

(入学許可)

第14条 学長は、本研究科において行う入学試験に合格し、かつ、所定の手続きを経た者に入学を許可する。

(退学及び再入学)

第15条 病気その他の理由により退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により退学した者で再入学を願い出た者を認定の上、入学させることができる。この場合において、再入学前に履修した科目、単位数及び在学年数については、第19条第2項の規定を準用する。

(休学)

第16条 病気その他の理由により2月以上修学できないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

(休学期間)

第17条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学期間は、第5条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(転入学及び転学)

第19条 学長は、本研究科に他の大学の大学院に在学する者が、所属大学長の許可書を添えて転入学を願い出たときは、学生に欠員があり、かつ、教育上差し支えない場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

2 前項の場合において、他の大学の大学院において履修した科目、単位数及び在学年数は、その一部又は全部を通算することができる。

3 他の大学の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、研究科委員会の議を経て、除籍する。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納めない者
- (2) 第5条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第17条第1項又は第2項に規定する休学期間を超えた者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

### 第3章 教育方法等

#### (授業及び研究指導)

第21条 大学院の教育は、授業科目の授業と修士学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

#### (教員組織)

第22条 研究科担当教員は、専門分野に応じた本学の研究指導教員および研究指導補助教員とする。

2 研究科授業担当教員は、大学院教員資格に該当する本学の専任、兼任又は兼任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、研究科委員会の議を経て、学長が命ずる。

#### (教育課程)

第23条 研究科の教育課程は、別表第1に定める。

2 授業科目の履修方法及び単位の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

#### (修了要件)

第24条 本研究科修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

#### (単位の計算方法)

第25条 授業科目の単位の計算方法は、次によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

#### (他の大学院における授業科目)

第26条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

#### (単位修得の認定)

第27条 履修単位修得の認定は、試験（口頭又は筆記）あるいは研究報告等により行う。

2 授業科目の成績の評価は、優、良、可及び不可の4段階をもって表示し、優、良及び可を合格とする。

(学位論文の提出と審査)

第28条 学位論文は、論文内容の要旨を添えて研究科長に提出するものとする。

2 学位論文の審査は、本研究科の教授、准教授、講師及び関連科目担当の教授、准教授、講師の中から研究科委員会で選出され、研究科長の任命を受けた委員をもって構成される審査委員会で行う。ただし、必要があるときは、その他の教員を加えることができる。

3 審査委員会は学位論文の審査結果を研究科委員会に報告しなければならない。

(最終試験)

第29条 最終試験は、審査委員会が所定の単位を修得した者で、学位論文を提出した者につき、その論文内容を中心とした関連科目について口頭又は筆記によって行うものとする。

2 審査委員会は最終試験の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

## 第4章 学位

(学位の授与)

第30条 本研究科修士課程を修了した者には修士の学位を授与する。

2 所定の単位を修得した者につき、最終試験の結果、学位論文の審査結果に基づいて、研究科委員会が学位授与の可否の議決を行う。この議決の結果は研究科長が学長に報告しなければならない。

(学位の名称)

第31条 本研究科で授与する修士の学位は次の通りである。

修士（保健医療学）

## 第5章 検定料、入学料、授業料及び手数料

(検定料、入学料、授業料及び手数料)

第32条 大学院に入学する学生の検定料、入学料、授業料及び手数料の額については、別表第2に定める。

(検定料、入学料及び手数料の徴収)

第33条 検定料は入学志願書提出の際に、入学料は入学許可の際にそれぞれ徴収する。

(授業料の納入期限)

第34条 本学の学生の授業料等は4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31

日までを後期とし、その年額の2分の1に相当する額を、学長が指定した日までに納付しなければならない。

- 2 経済的事由により授業料等の納付が困難であって、学業優秀と認められた者その他やむを得ない事情があると認められた者については、授業料等の全部若しくは一部の納付を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 3 第16条により休学を認められた学生の学納金は、各学期の授業料の半額を減免するものとする。

(退学、転学、停学及び除籍の場合の授業料)

第35条 退学、転学、停学又は除籍の場合においても、その日(停学の場合にあつては、停学となった日の前日及び停学の解除された日)の属する期分の授業料は、納めなければならない。

(検定料等の不還付)

第36条 既に納入した検定料、入学料、授業料及び手数料は還付しない。

## 第6章 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生等)

- 第37条 本研究科に、教育上余力がある場合には、研究科委員会による選考の上、科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生の入学を許可することができる。
- 2 本研究科において、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として履修を許可することができる。
  - 3 本研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、研究生として入学を許可することができる。研究生となることができる者は、大学院を修了した者又は研究科委員会でこれと同等以上の能力があると認めた者とする。
  - 4 他の大学院(外国の大学院を含む。以下この条において同じ)の学生で、本研究科において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、特別聴講生として入学を許可することができる。
  - 5 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。
  - 6 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生に関わる検定料、入学料、授業料及び手数料については別に定める。

## 第7章 賞罰

(表彰)

第38条 学長は、素行及び学業成績が特に優秀で他の学生の模範となる者を、研究科委員会の議を経

て、これを表彰することができる。

(懲戒)

第39条 学長は、本研究科の学則その他学生に関する諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、研究科委員会の議を経て、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- (5) 大学院の名誉を著しく毀損した者
- (6) その他、本大学院に在学させることが不相当と認められる者

## 第8章 運営組織

(運営組織)

第40条 本研究科の教育に関する重要な事項を審議するために、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関して必要な事項は別に定める。

(研究科委員会)

第41条 本研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 雑則

(細則)

第42条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第43条 この学則の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附 則

1 この学則は平成23年4月1日から施行する。ただし、第12条から第14条までの規定は、文部科学大臣が本大学院の設置を認可した日より施行する。

- 2 この学則は平成25年4月1日から施行する。
- 3 この学則は平成26年4月1日から施行する。



別表第 1

## 保健医療学研究科 保健医療学専攻 教育課程

科目区分	授業科目の名称	単位数	
共通科目	代替・統合医療特論	2	
	東洋医学史特論	2	
	保健医療研究方法論	2	
	生命哲学特論	2	
	保健医療教育特論	2	
	看護研究方法論	2	
専門科目	健康増進領域	人体構造学特論	2
		人体機能学特論	2
		栄養・代謝生化学特論	2
		人体適応生理学特論	2
		運動生理学特論	2
		バイオメカニクス健康科学特論	2
		鍼灸健康科学特論	2
		生体防御系臨床鍼灸学特論	2
		看護技術特論	2
		ヒューマンケア理論特論	2
	健康回復領域	QOL評価法特論	2
		分子循環器病学特論	2
		リハビリテーション学特論	2
		神経系理学療法学特論	2
		疼痛制御系臨床鍼灸学特論	2
		柔道整復学特論	2
		実践看護特論	2
		成人看護学特論	2
		心身医学特論	2
		内科系理学療法学特論	2
介護福祉学特論	2		
健康回復支援技術特論	2		
域と特別演習研究	専門演習	4	
	特別研究	6	

別表第2

(単位：円)

研究科名 専攻名	学 年	入学料	授業料	合計	入学検定料
保健医療学研究科	1年次	300,000	800,000	1,100,000	30,000
	2年次	—	800,000	800,000	